

議員提出議案第7号

地方交付税の確保に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に意見書を提出する。

平成13年9月21日

提出者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	岩 本 君 美
賛成者	三朝町議会議員	西 村 武津美
賛成者	三朝町議会議員	岩 井 澄 雄
賛成者	三朝町議会議員	平 井 晃
賛成者	三朝町議会議員	岡 本 岩 夫
賛成者	三朝町議会議員	牧 田 武 文

平成13年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

地方交付税の確保に関する意見書

6月21日に示された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、「地方交付税の範囲・水準の縮小」「すこやかな市町村の再編」「段階補正の見直し」などが示されています。

地方財政の現状は、長期の景気の低迷にともなう税収の慢性的な落ち込み、国の経済政策にともなう公債費の負担の増加などにより厳しさを増しています。

このような実情を反映して全国町村長会は異例の臨時大会で「地方交付税の安定確保」「市町村合併を強制しないこと」などの特別決議を行って国に強く要求しています。

そもそも、地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、全国どこでも一定の行政サービスを保証する財源の「再配分制度」で地方公共団体共有の「固有財源」であります。そして、憲法の原則である「地方自治の本旨」と地方公共団体の独立を保証するものであります。

国による一方的な財政処置は、地方自治の本旨を損なうばかりかますます自治体間格差を生む原因となります。

よって、本町議会は、政府に対して次の事項を強く要望します。

記

- 1 地方交付税削減ありきの予算編成は行わないこと。
 - 2 経済対策の多くを地方単独の公共事業に求め、地方債の発行とその償還のための地方交付税処置を担わせる従来の方法を改め、十分な「基準財政需要額」の算定を行うよう見なおすこと。
 - 3 「段階補正」の見直しにより、小規模な市町村に不利になるような一方的な交付税算定は行わないこと。
 - 4 地方交付税制度の検討に当たっては、国から地方への税財源の委譲と一体で検討するとともに自治体間格差を助長することのないように配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年9月21日

鳥取県三朝町議会